

令和7年度寒河江市学びのふるさと推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、生涯学習の振興及び地域力の向上のため、公民館連絡協議会、町会、分館、地区子ども会並びに地域の住民により構成される営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としない団体（以下「主催団体」という。）との共催により事業を行い、学ぶ場が広がるまちづくりを推進することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 対象とする事業（以下「共催事業」という。）は、教育委員会が共催する次に掲げるものとする。ただし、営利、政治及び宗教活動を目的とする事業は対象外とする。

(1) 地域塾事業

分館が地区公民館と連携し、生涯学習の振興を目的に年度内において3回以上実施する講座で、3回以上講師に対する報償費が必要な事業

(2) 地域力向上事業

主催団体が地区公民館と連携し、地域力向上のために実施する事業

(負担金)

第3条 教育委員会は、共催事業を実施する主催団体に対し、別表に規定する事業別負担金を上限として予算の範囲内で負担金を交付する。

(共催申請)

第4条 共催しようとする主催団体は、事業開始日の1月前まで（1月前の日が土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日のときは直前の開庁日まで）に、寒河江市学びのふるさと推進事業共催申請書（様式第1号）

に次に掲げる書類を添えて教育長へ提出しなければならない。ただし、教育長が特別な理由があると認めるときは、教育長が別に定める日まで申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他教育長が必要と認める書類
(共催の可否)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上事業への共催の可否を決定し、寒河江市学びのふるさと推進事業共催決定通知書（様式第4号）又は寒河江市学びのふるさと推進事業共催却下通知書（様式第5号）により、主催団体にその旨を通知するものとする。

(共催事業の変更等)

第6条 主催団体は、前条の規定による決定を受けた後、共催事業を変更し、又は中止しようとするときは、寒河江市学びのふるさと推進事業共催変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて教育長へ提出しなければならない。

- (1) 変更内容を確認できる資料があれば、その資料
- (2) その他教育長が必要と認めるもの

2 前項に規定する共催事業の変更は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 負担金交付申請額が変わるとき。
- (2) 講師が変わるとき。
- (3) 地域塾事業の事業回数が変わるとき。
- (4) 事業内容が変わるとき。
- (5) その他教育長が提出を要すると認めるとき。

3 教育長は、第1項に規定する変更申請書の提出があったときは、審査の上共

催事業の変更又は中止の可否を決定し、寒河江市学びのふるさと推進事業共催変更決定通知書（様式第7号）又は寒河江市学びのふるさと推進事業共催変更却下通知書（様式第8号）により、主催団体にその旨を通知するものとする。

- 4 主催団体は、前項の規定により共催の中止決定を受けた場合において、既に負担金が支払われているときは、支払われている負担金を返還するものとする。ただし、負担金の返還額は、教育委員会が算定するものとする。

（実績報告）

第7条 主催団体は、共催事業が完了したときは、完了日の翌日から起算して7日以内（7日目が土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日のときは翌開庁日まで）に寒河江市学びのふるさと推進事業共催実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて教育長へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 事業収支決算書（様式第11号）
- (3) 事業記録写真
- (4) その他教育長が必要と認める書類

（負担金の精算）

第8条 主催団体は、前条の寒河江市学びのふるさと推進事業実績報告書を提出した場合で、事業費の額が負担金の額に満たないときは、超過して支払われた負担金を市に返還しなければならない。

（適用除外）

第9条 共催事業の実施に当たって、他の制度等に基づく補助金等の交付を受けたとき、又受ける予定があるときは、この要綱は適用しないものとする。

（共催決定の取り消し）

第10条 教育長は、主催団体がこの要綱に違反したときは、第5条及び第6条第3項の規定による共催決定を取り消すことができる。この場合において、教

育長は、寒河江市学びのふるさと推進事業共催決定取消通知書（様式第 12 号）により、主催団体にその旨を通知するものとする。

- 2 主催団体は、前項の規定により共催の決定を取り消された場合において、既に支払われている負担金を返還しなければならない。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業別負担金

番号	事業名	事業区分	負担金
1	地域塾事業	地域塾	50,000円
2	地域力向上事業	公民館連絡協議会事業	25,000円
3		地区子ども会事業	10,000円
4		文化祭事業（地区単位）	10,000円
5		分館地域力向上事業	30,000円
6		地区合同事業（文化祭を除く）	30,000円
備考 飲食に係る経費で負担金から支出できるのは、講師接待に伴うお茶並びに弁当代及び調理実習並びにキャンプの事業で使用する食材費のみとします。			

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

寒河江市教育委員会
教育長 様

団 体 名

住 所

代表者又は主催者

電 話 番 号

寒河江市学びのふるさと推進事業共催申請書

令和 7 年度寒河江市学びのふるさと推進事業実施要綱第 4 条の規定により、下記のとおり共催及び負担金交付の申請をします。

記

事 業 名	地域塾事業 ・ 地域力向上事業
事 業 区 分	1：地域塾 2：公民館連絡協議会事業 3：地区子ども会事業 4：文化祭事業 5：分館連携事業 6：地区合同事業
イ ベ ン ト 名	
事 業 費 総 額	円
負 担 金 交 付 申 請 額	円
事業計画書（様式第 2 号）	別紙のとおり
事業収支予算書（様式第 3 号）	別紙のとおり

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

イベント 名	
実施日時	
実施会場	
参加対象 者 及び参加 見 込者数	
他に共催、 後援、協賛 する団体 名	
実施目的	
実施内容	
※ 講師	[住所、氏名、略歴を簡潔に記入してください。]

備考 「※」の項目は、講師を依頼した場合記入してください。

様式第3号（第4条関係）

事業収支予算書

イベント名：

1 収入 (単位：円)

項 目	予算額	摘 要
負担金		市教育委員会より
合 計		

2 支出 (単位：円)

項 目	予算額	摘 要
合 計		

備考

- 1 飲食に係る経費で負担金から支出できるのは、講師接待に伴うお茶並びに弁当
代及び調理実習並びにキャンプの事業で使用する食材費のみとなります。
- 2 申請書を提出する前に、地区公民館担当職員から確認を受けてください。

様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育委員会
教育長

寒河江市学びのふるさと推進事業共催決定通知書

令和 7 年度寒河江市学びのふるさと推進事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり寒河江市教育委員会との共催決定及び負担金の交付を通知します。

記

事業名	地域塾事業 ・ 地域力向上事業
事業区分	1：地域塾 2：公民館連絡協議会事業 3：地区子ども会事業 4：文化祭事業 5：分館連携事業 6：地区合同事業
イベント名	
負担金交付決定額	円
共催に付する条件	1 共催決定後、事業内容の変更又は事業を中止しようとするときは、第 6 条の規程に基づき書類を提出してください。 2 事業の実施に伴い主催団体関係者、参加者及び物品等に損害が及んだ場合、その損害に対する賠償を含む責は主催団体が負うものとします。ただし、その損害のうち教育委員会の責に負うべき理由により生じたものについては、教育委員会がこれを負担するものとします。 3 事業が完了したときは、第 7 条の規程に基づき書類を提出してください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育委員会
教育長

寒河江市学びのふるさと推進事業共催却下通知書

令和 7 年度寒河江市学びのふるさと推進事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり寒河江市教育委員会との共催申請を却下します。

記

事 業 名	地域塾事業 ・ 地域力向上事業
事 業 区 分	1：地域塾 2：公民館連絡協議会事業 3：地区子ども会事業 4：文化祭事業 5：分館連携事業 6：地区合同事業
イ ベ ン ト 名	
共催却下理由	

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

寒河江市教育委員会
教育長 様

団 体 名

住 所

代表者又は主催者

電 話 番 号

寒河江市学びのふるさと推進事業共催変更申請書

令和 7 年度寒河江市学びのふるさと推進事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり共催内容変更の申請をします。

記

事 業 名	地域塾事業 ・ 地域力向上事業
事 業 区 分	1：地域塾 2：公民館連絡協議会事業 3：地区子ども会事業 4：文化祭事業 5：分館連携事業 6：地区合同事業
イ ベ ン ト 名	
変 更 ・ 中 止 区 分	変 更 ・ 中 止
変 更 ・ 中 止 理 由	
変 更 内 容 (変更の場合記入)	

備考 変更内容を確認できる資料があれば、添付してください。

様式第 7 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育委員会
教育長

寒河江市学びのふるさと推進事業共催変更決定通知書

令和 7 年度寒河江市学びのふるさと推進事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり寒河江市教育委員会との共催内容の変更決定を通知します。

記

事業名	地域塾事業 ・ 地域力向上事業
事業区分	1：地域塾 2：公民館連絡協議会事業 3：地区子ども会事業 4：文化祭事業 5：分館連携事業 6：地区合同事業
イベント名	
変更・中止区分	変更 ・ 中止
共催変更決定内容	
備考	1 再度、事業内容を変更しようとするときは、第 6 条の規程に基づき書類を提出してください。 2 中止した場合、既に交付している負担金は下記のとおり返還してください。 (1) 負担金： 円 (2) 返還期限： 年 月 日

様式第 8 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育委員会
教育長

寒河江市学びのふるさと推進事業共催変更却下通知書

令和 7 年度寒河江市学びのふるさと推進事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり寒河江市教育委員会との共催内容の変更を却下します。

記

事業名	地域塾事業 ・ 地域力向上事業
事業区分	1：地域塾 2：公民館連絡協議会事業 3：地区子ども会事業 4：文化祭事業 5：分館連携事業 6：地区合同事業
イベント名	
変更・中止区分	変更 ・ 中止
却下理由	

様式第 9 号（第 7 条関係）

年 月 日

寒河江市教育委員会
教育長 様

団 体 名

住 所

代表者又は主催者

電 話 番 号

寒河江市学びのふるさと推進事業共催実績報告書

令和 7 年度寒河江市学びのふるさと推進事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり事業の実績を報告します。

記

事 業 名	地域塾事業 ・ 地域力向上事業
事 業 区 分	1：地域塾 2：公民館連絡協議会事業 3：地区子ども会事業 4：文化祭事業 5：分館連携事業 6：地区合同事業
イ ベ ン ト 名	
事業報告書（様式第 1 0 号）	別紙のとおり
事業収支決算書（様式第 1 1 号）	別紙のとおり
事 業 記 録 写 真	別紙のとおり（様式は任意）

様式第 1 0 号（第 7 条関係）

事業報告書

イベント名	
実施日時	
実施会場	
参加対象者 及び参加者数	
他に共催、後援、協賛した 団体名	
事業を実施し ての効果及び 感想	

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

事業収支決算書

イベント名：

1 収入 (単位：円)

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
負担金				市教育委員会より
合 計				

2 支出 (単位：円)

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
合 計				

備考 添付する領収書は原本を基本としますが、状況によりコピーも可とします。コピーを添付する際は、原本の所在を任意の形で表記してください。

様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育委員会
教育長

寒河江市学びのふるさと推進事業共催決定取消通知書

令和 7 年度寒河江市学びのふるさと推進事業実施要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり寒河江市教育委員会との共催決定を取り消します。

記

事業名	地域塾事業 ・ 地域力向上事業
事業区分	1：地域塾 2：公民館連絡協議会事業 3：地区子ども会事業 4：文化祭事業 5：分館連携事業 6：地区合同事業
イベント名	
取り消し理由	
既交付負担金額	円
負担金の返還期限	年 月 日